

利根沼田広域斎場ぬまた聖苑における残骨灰の取り扱いについて

火葬した後にご遺族の方が収骨されますが、火葬炉等に残されたわずかなお骨や灰等を「残骨灰」といいます。

この火葬業務により必ず生じる残骨灰には、金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物が含まれております。

現在、残骨灰の処理は指定管理者において、専門業者に委託（収集貯蔵し、関係法規に基づき適切に処理することとする）しておりますが、近年残骨灰に含まれる有価物を売却し、その収入を斎場(火葬場)運営のための財源として活用している自治体が増えております。

当組合においても残骨灰の取扱いについて、他の自治体における実施状況等を含めて検討した結果、売却を実施することとなりました。

残骨灰の売却に際しては、残骨灰に付着した有害物質は環境保全上の支障がないよう適切に処理し、残骨は供養地への埋蔵及び供養を実施することを条件といたします。

なお、売却収入については、ぬまた聖苑の運営費に充当し、市町村負担金を軽減するとともに、売却額については組合決算書により毎年公表いたします。